

浜松いわた信用金庫

相続 定期預金



浜松いわた信用金庫 相統定期預金 商品概要

商品名	浜松いわた信用金庫 相統定期預金
ご利用いただける方	●個人のお客さまで被相続人様の相続手続終了から1年以内に、相続による取得資金を原資としてお預け入れいただける方。(ただし最長被相続人死亡日から1年10ヶ月以内) ※すでにお預け入れの相続人様名義の、相続によらない預金でのお預け入れはできません ●当金庫営業地区内(注1)に居住または、お勤めの方
お預け入れ金額	100万円以上(1円単位) ※相続により取得した金額の範囲内 ※相続による取得資金でないものでのお預け入れはできません
お持ちいただくもの	①ご本人確認資料(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)など) ②ご印鑑 ③金融機関での相続手続が完了が確認できる書類のいずれか ・金融機関に提出した依頼書等の写し ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ④お預け入れる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 ・戸籍謄本写し ・遺言書(「公正証書遺言」または「自筆証書遺言で検認済みのもの」)の写し ⑤お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類のいずれか ・金融機関に提出した依頼書等の写し ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ・遺言書(「公正証書遺言」または「自筆証書遺言で検認済みのもの」)の写し ・金融機関発行の領収証等の写し ・遺産分割協議書の写し ※当金庫で相続手続をされた方は、原則として①・②のみ。 ※当金庫以外の金融機関で相続手続をされた方は、上記①②と③～⑤の書類の写しをお持ちください。
お預け入れ期間	6ヶ月(自動継続)
適用金利	固定金利 年0.70%(税引き後 年0.557795%) ※適用金利は、当初契約日から満期日までの初回限りとし、自動継続後は満期日現在の基準金利を適用します
税金	利息から20%(国税15% 地方税5%)相当額が税金として源泉徴収されます。 注)2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
中途解約	原則として中途解約はできません。 やむを得ず中途解約をする場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
その他注意事項	●ATM・アプリ・インターネットバンキング等では、お取扱いできません。 ●マル優利用資格を有するお客さまはお申し出によりマル優のお取扱いができます。 ●本預金は、預金保険制度の対象となっており、預金保険の範囲内で保護されます。 ●金利情勢の大幅な変化があった場合には、本商品のお取扱いを終了させていただく場合があります。

(注1) 静岡県浜松市、磐田市、湖西市、袋井市、周智郡森町、掛川市、菊川市、御前崎市、牧之原市、島田市、榛原郡、静岡市、藤枝市、焼津市、愛知県豊橋市、北設楽郡(旧設楽町を除く)
 ※反社会的勢力の申込はお断りいたします。

くわしくは本支店窓口またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。

2026年7月1日現在

 **0120-307-804** 受付時間
 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

 **浜松いわた信用金庫**